

取り抜け方式による入札について

令和 7 年 4 月 1 日
綾部市建設部監理課

○取り抜け方式とは

同一日に開札する競争入札において、同一工種かつ同一入札参加資格要件の工事が複数あるときに、落札者を決定する工事の順位をあらかじめ定めておき、落札決定順位が上位の工事で落札者となった者の他の工事における入札書を無効とみなすことにより、落札者を決定する入札方式です。この方式により、受注機会の均等・拡大を図ります。

○対象工事

対象となる工事は、競争入札による全ての建設工事で、以下の条件を全て満たすものとなります。

- (1) 同一日に入札公告又は指名通知等を行い、かつ、同一日に開札を行う工事
- (2) 工事種別及び入札参加資格要件が同一である工事

※適用対象となる工事については、入札公告又は指名通知書等に明示し入札参加者に周知します。ただし、例外として、取り抜け方式による競争入札を行うと、入札参加者が極めて少数になるなど、競争性が確保できないおそれがあるときには、適用しない場合があります。

○落札者の決定について

対象工事では、予定価格の大きいものから先に開札を行い、落札者を下位の入札における落札候補者から除外します。

(例)

	案件① 予定価格 2,200 万円 最低制限 2,000 万円		案件② 予定価格 2,000 万円 最低制限 1,800 万円		案件③ 予定価格 1,800 万円 最低制限 1,600 万円		案件④ 予定価格 1,600 万円 最低制限 1,400 万円	
A 社	2,000 万	落札	1,800 万	無効	1,600 万	無効	1,400 万	無効
B 社	2,001 万		1,800 万	落札	1,600 万	無効	1,400 万	無効
C 社	2,002 万		1,800 万	抽選	1,600 万	落札	1,400 万	無効
D 社	2,003 万		1,801 万		1,601 万		1,400 万	落札
E 社	2,004 万		1,802 万		1,602 万		1,401 万	

○取り抜け方式の通常入札への移行について

実際の入札において、取り抜け方式として入札公告又は指名通知等を行った工事でも、開札時に取り抜け方式を取りやめ、通常の入札として執行する場合があります。

(例 1) 参加者が少数及び入札辞退により案件③を通常の入札とする場合

	案件① 予定価格 2,200 万円 最低制限価格 2,000 万円		案件② 予定価格 2,000 万円 最低制限価格 1,800 万円		案件③ 予定価格 1,800 万円 最低制限価格 1,600 万円 ※取抜け方式を適用しない	
A 社	2,000 万	落札	1,800 万	無効	1,600 万	落札
B 社	2,001 万		1,800 万	落札	1,601 万	
C 社	—	辞退	—	辞退	—	辞退
D 社	—	辞退	—	辞退	—	辞退
E 社	—	辞退	—	辞退	—	辞退

◎ 案件③で、取り抜け方式のまま執行すると、A 社・B 社が無効となり入札が不調になるため、取り抜け方式を適用しない。

(例 2) 次順位者の応札額が、最低制限価格の上限を超えており、案件②を通常の入札とする場合

	案件① 予定価格 2,200 万 最低制限価格 2,000 万		案件② 予定価格 2,000 万 最低制限価格 1,800 万	
A 社	1,999 万	失格	1,799 万	失格
B 社	2,000 万	落札	1,801 万	落札
C 社	2,001 万		1,850 万	
D 社	—	辞退	—	辞退
E 社	—	辞退	—	辞退

◎ 案件②は、最低制限価格に近い応札があるが、最低制限価格の上限である予定価格の 92% (1,840 万円) を超えており、競争性が確保されていないため、開札時に取り抜け方式を適用しない。ただし、応札者の入札額が全て予定価格の 92%を超えている場合で、乖離が小さい場合は取り抜け方式とする。